

( 参 考 )

子ども医療費助成事業市町村別実施状況

R5.4.1現在

資格証区分	《未就学児》(乳)						《小中学生》(学)							
対象者	出生の日から満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの						満6歳に達する日以後における最初の4月1日から満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの							
	公費負担者番号	一部自己負担				食事療養費助成		公費負担者番号	一部自己負担				食事療養費助成	
		入院		通院					入院		通院			
		あり	なし	あり	なし	あり	なし		あり	なし	あり	なし		
県の基本制度	-						-						助成対象外	
大分市	83.44.901.7						83.44.801.9				1			
別府市	83.44.902.5						83.44.852.2				1			
中津市	83.44.903.3						83.44.803.5							
日田市	83.44.904.1						83.44.804.3					2		
佐伯市	83.44.905.8						83.44.805.0							
臼杵市	83.44.906.6						83.44.806.8							
津久見市	83.44.907.4						83.44.807.6							
竹田市	83.44.908.2						83.44.808.4							
豊後高田市	83.44.909.0						83.44.809.2							
杵築市	83.44.910.8						83.44.810.0							
宇佐市	83.44.911.6						83.44.811.8							
豊後大野市	83.44.936.3						83.44.836.5						3	
由布市	83.44.925.6						83.44.825.8							
国東市	83.44.917.3						83.44.817.5							
姫島村	83.44.916.5						83.44.816.7							
日出町	83.44.920.7						83.44.820.9							
九重町	83.44.946.2						83.44.846.4							
玖珠町	83.44.947.0						83.44.847.2							

通院：(小学生以上)医療機関毎に1日500円、月2,000円限度

(大分市、別府市、中津市、宇佐市、日出町の小中学生。ただし調剤薬局分は一部自己負担なし。)

1：市民税非課税世帯については別途公費負担者番号を設定

・大分市(83.44.851.4) ・別府市(83.44.802.7)

2：市外については償還払

3：償還払

<注1> 助成内容の詳細については、市町村子ども医療費助成担当窓口へお問い合わせください。

<注2> 下記の市で高校生等の医療費の助成を実施しています。助成対象者、助成内容等の詳細については、市町村子ども医療費助成担当窓口へお問い合わせください。

・豊後高田市(83.44.709.4) ・宇佐市(83.44.711.0) ・由布市(83.44.725.0) ・国東市(83.44.717.7) ・玖珠町(83.44.747.4)

・佐伯市(83.44.705.2) ・杵築市(83.44.710.2) ・姫島村(83.44.716.9) ・日出町(83.44.720.1)